

令和8年度 赤い羽根共同募金 地域配分（B 配分）募集要項



東京都共同募金会国分寺地区協力会
国分寺地区配分推せん委員会

1. 配分目的

多くの市民の皆さまからご協力いただいた「赤い羽根共同募金」を、地域性の高い民間社会福祉施設や社会福祉団体へ一定割合を配分して、国分寺市の地域福祉の向上を図っていくことを目的としています。

2. 配分の対象となる施設・団体

国分寺市内に所在する地域福祉の推進を目的として事業を行う以下の施設・団体で、申請時点において事業開始から 1 年以上を経過していること。

①国分寺市内に所在する「社会福祉法人」、「特定非営利活動法人」が運営する社会福祉施設。

- ・児童厚生施設（児童館）
- ・保育施設（保育室・認証保育所を含む）
- ・障がい者の就労及び地域生活支援をおこなう施設・団体
- ・社会福祉関係通知等による施設

②その他、地域福祉の推進を目的とする団体で、地区配分推せん委員会において認められたもの。

※会社法人が経営、学校法人および特殊法人が運営する施設は対象外です。

※国または地方公共団体からの業務受託者、指定管理者は原則として対象外ですが、受託業務以外の事業および指定管理業務以外の事業に関しては、配分対象となります。

3. 配分申請対象となる事業

令和9年度に実施する事業であること（令和8年度に実施（購入）するものは対象となりませんのでご注意ください）。

①利用者が使用する備品購入

- ・原則 5 年以上の使用が見込まれるもの。消耗品は除く。

②利用者や地域住民が使用する防災・災害対策用備品購入

③利用者が使用する建物、備品の小破修理

- ・賃貸物件は対象外。

④利用者の社会生活訓練に資する地域交流事業、宿泊訓練等。

【①～②共通事項】

(1) 利用者が日常的に使用するもの。

(2) 地域福祉の向上に資すると判断され、配分を受けることで事業効果が十分に発揮でき、寄付者の信頼にも充分に応えられる事業であること。

(3) 赤い羽根共同募金の配分金によるものであることを明確に表示できる事業。

4. 配分の対象とならない経費

- ①職員が使用する事務用品。
- ②職員を対象とする研修会参加費、健康診断、宿泊費、保険料等。
- ③施設・団体の維持のための家賃、光熱水費、人件費等の運営経費。
- ④施設・団体の責任で設置する設備、事業の実施など（防犯設備、職員を対象とした研修会等）。
- ⑤備品購入および事業実施の際の間接的経費（備品処分費、リサイクル費、送料、修理保証費、諸経費、行事保険、見積もりによらない謝礼、等）。
- ⑥領収書で団体の支払いを明確に確認できない費用。
- ⑦寸志、土産、心づけ等の儀礼的、交際費的経費。
- ⑧飲食費用（地域での交流会事業の際の食材費は対象）。
- ⑨配分金以外の収入が期待でき、これによって実施可能な事業は対象外。
※「申請事業費」は見積もりから間接的経費を除いた額としてください。
ただし対象外項目が記載された見積書も添付資料として有効ですので、それらを除いた見積書を別途取る必要はありません。

5. 配分申請額

- ①20万円以内。
※万円未満切り捨て。
※一施設・団体が複数の事業を組み合わせで申請することはできません。
※同一法人内で複数の施設・団体から申請する場合も、一法人につき総額20万円を上限とします。
- ②申請額は総事業費の75%以内
- ③配分推せん委員会での審査により、配分金額は、申請額より減額される場合があります。
- ④配分金送金後、自己資金の不足から、事業が継続できないということのないように、厳密な予算を立てて申請してください。

6. 申請方法

期間内に、必要書類を正本・副本（正本のコピー）の2部用意し、下記申請先まで必ず事前連絡のうえ、お越しください。配分推せん委員会での審査の判断基準となりますので、申請内容について聞き取りをさせていただきます。

- ① 申請期間 令和8年9月1日（火）～11月18日（水）
- ② 申請先 東京都共同募金会国分寺地区協力会事務局
国分寺市社会福祉協議会事務局窓口
〒185-0003 国分寺市戸倉4-14 福祉センター内
TEL.042(324)8311 FAX.042(324)8722

- ③ 必要書類
- (1) 申請書 1、申請書 2
 - (2) 備品購入、小破修理の場合は見積書
(2社以上の見積もりをとり提出し、安価なものを選ぶことが原則です)
 - (3) 利用者の社会生活訓練に資する地域交流事業、宿泊訓練等の場合は実施計画書及び見積書
 - (4) 施設事業案内等参考資料

④申請書入手方法

- (1) 東京都共同募金会国分寺地区協力会事務局
国分寺市社会福祉協議会事務局窓口
〒185-0003 国分寺市戸倉 4-14 福祉センター内
- (2) 国分寺市社会福祉協議会ホームページからダウンロード
<https://www.ko-shakyo.or.jp/>

※申請受付は持参のみとしますので、必ず事前に予約してください。

※配布書類内容：申請書 1、申請書 2、募集要項、申請書記入要領、申請書記入例

7. 審査および選考

市民で構成する東京都共同募金会国分寺地区配分推せん委員会で申請内容を審査して、東京都共同募金会に推せんします。その後、東京都共同募金会の配分委員会で審査され、理事会等で決定されます。

東京都共同募金会国分寺地区配分推せん委員会での審査方法は、書類選考が基本となります。そのため、申請書類提出時に、活動や申請内容等の確認をさせていただきます。また提出後、必要に応じてご連絡をすることがあります。

【審査基準】

☐実効性と実行性

事業の効果と確実に実行できるかどうか。

☐自助努力

日常の活動は、自助努力による資金確保がなされているか。

☐地域性と地域還元

日常の活動で地域との関連を持ちながら、成果が地域に還元されるか。

☐ニーズ

必要性・重要性が高いか。

☐先駆性

活動として先駆性があるか。

☐募金協力度

施設職員の共同募金運動協力、街頭募金への参加、事業所発行の広報紙による周知呼びかけ等。

※申請内容等を精査の上、配分推せん委員会の審査により、配分金額を調整する場合があります。

8. 配分の決定・交付

令和9年3月下旬ころに東京都共同募金会の審査結果を受けて、文書をもって通知いたします。

交付決定団体には、令和9年6月ごろに配分金を口座振込により交付いたします。

9. 報告

配分金を充当した事業が完了した時点（事業完了後、30日以内）で、所定の使途報告書に領収書等の必要書類を添えて、事前連絡のうえ、ご持参ください。

使途報告書の提出がない場合には、翌年度以降の配分が受けられないことがあります。

提出された使途報告書の内容は、中央共同募金会、東京都共同募金会ホームページ等で公開されます。

また、国分寺市社会福祉協議会のホームページ、広報紙等で、お断りなく紹介する場合がありますので、予めご了承ください。

10. 注意事項等

- ①交付の場合でも、配分金額が申請時より減額となる場合があります。
- ②申請後の申請事業の変更はできません。
- ③地域配分（B配分）と全都配分（A配分）は同時に申請することが可能です。

共同募金は、「地域で集めて」「地域で決めて」「地域のために配分する」地域循環型募金運動です。

すべての過程に地域の皆さまのご理解、ご協力が欠かせません。

配分を申請する施設・団体の皆さまには、その趣旨をご理解のうえ、募金箱設置や街頭募金への積極的な参加など募金活動へのご協力をお願いいたします。

【お問い合わせ】 東京都共同募金会国分寺地区協力会事務局
〒185-0003 国分寺市戸倉 4-14 福祉センター内
社会福祉法人国分寺市社会福祉協議会事務局窓口
TEL042-324-8311 / FAX042-324-8722
メール syomu@ko-shakyo.or.jp
ホームページ <https://www.ko-shakyo.or.jp>